

「FBC 上海 2022 ものづくり商談会」 岐阜県企業向け出展要項
(2022年6月15日修正)

1. 目的

県内製造業が多く進出する中国において、「FBC 上海 2022 ものづくり商談会」（主催：ファクトリーネットワークチャイナ）は、販路拡大や調達先確保のために製造企業及び製造業関連企業が一同に集う業界特化型の商談会として開催されます。

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「センター」という。）と十六銀行は、本商談会を連名共催し、中国でのビジネスに取り組む県内企業に対し共催社経由の出展補助を提供します。

また、センターは、メインイベントである「FBC 上海 2022 ものづくり商談会」に加え、世界 NO2 の電力伝動専門展である PTC と同時開催される「FBC 上海 2022 ものづくり商談会 in PTC 電力伝動展」についての出展支援を行い、多くの県内企業に対し、幅広い業界の企業との商談機会を提供します。

2. 商談会概要

(1) FBC 上海 2022 ものづくり商談会

- ① 日 時 **令和 4 年 12 月 15 日～16 日**
- ② 会 場 上海マート 7 階及びオンライン
- ③ 商談会規模 200 小間
- ④ 主催・後援 主催：FNA チャイナ、
後援予定：在上海日本国総領事館、ジェトロ上海事務所等

(2) FBC 上海 2022 ものづくり商談会 in PTC

- ① 日 時 令和 4 年 11 月 1 日～4 日
- ② 会 場 上海新国際博覧中心 E3 館
- ③ 商談会規模 100 小間
- ④ 同時開催 PTC 電力伝動展

3. 対 象 中国で部品調達、販路拡大を目的とする県内中小企業等のうち、ものづくり製造業等。

【対象業種】

金属製品、自動車・鉄道・船舶製品、鉄鋼業、非鉄金属、一般機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、精密機械器具、化学工業、プラスチック・ゴム製品等

※ 出展料の助成は県内中小企業（みなし大企業を除く）のみ。

4. 募集企業数

予算の範囲内で募集

5. 出展料（共催社経由の割引を適用）

(1) FBC 上海 2022 ものづくり商談会（上海マート）

出展料：A 区：6,000 元
 B 区：5,000 元
 オンライン：3,000 元

(2) FBC 上海 2022 ものづくり商談会 in PTC

出展料：8,500 元（共催社経由の割引を適用）

※ センターまたは十六銀行経由で出展する場合は、共催社経由の出展料金で出展可能です。

※ ブース概要については、ホームページをご覧ください。

【参考：出展料】

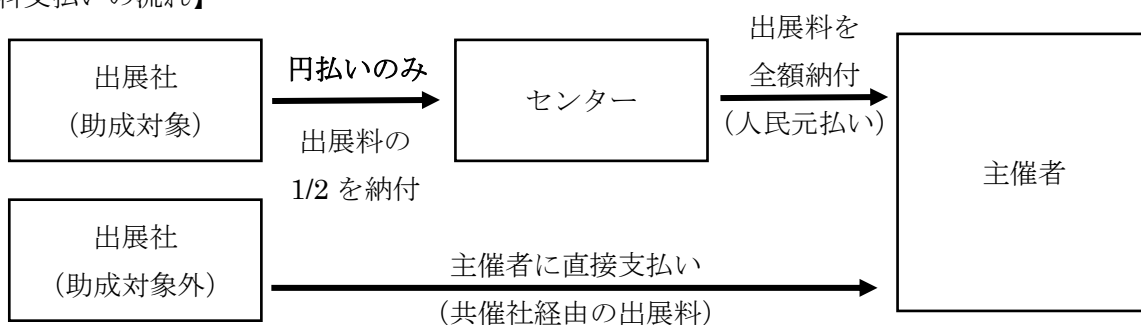
		出展料（定価）	共催社経由
上海マート	A 区	12,000 元	6,000 元
	B 区	10,000 元	5,000 元
	オンライン	5,000 元	3,000 元
PTC		15,000 元	8,500 元

6. センターからの支援

以下の「7. 出展料助成対象企業の条件」に合致する県内中小企業に対し、共催社経由の出展料金の 1/2 程度を助成します。（小間装飾費等、出展料以外の費用に対する助成は行いません。）

なお、大企業である等の条件に該当しない場合でも、センターまたは十六銀行を通じて出展することで、共催社経由の出展料での出展が可能です。

【出展料支払いの流れ】



※ センターから主催者へは人民元で支払います。センターの支払い完了後に、支払い時の為替レートに基づき円換算した出展料の 1/2 程度を、助成対象企業に請求します。

7. 出展料助成対象企業の条件

- (1) 県内に本社又は事業所がある中小企業（みなし大企業を除く）であること。
- (2) 上記の「3. 対象」に該当する出展であること。
- (3) 指定された期間内に、主催者が設置するマッチング用ウェブサイトへの会社情報等の登録及び面談申込等の手続きが行えること。
- (4) 商談会出展後にセンターが実施する成果把握のためのアンケートに協力すること。
- (5) 本商談会に対して交付される国、県、その他の期間からの補助金等を重複して受けていない、若しくは受ける予定がないこと。

8. 募集期間とスケジュール

(1) FBC 上海 2022 ものづくり商談会

出展者募集 : 9月30日
 出展社説明会 : 9月16日 (オンライン)
 商談申込 : 10月8日～11月14日
 開催期間 : 12月15日～16日

(2) FBC 上海 2022 ものづくり商談会 in PTC 電力伝動展

出展者募集 : 8月31日まで
 出展社説明会 : 6月10日 (予定)
 商談申込 : 8月15日～9月30日
 開催期間 : 11月1日～4日

9. 主催・共催
- | | |
|----|--------------------------|
| 主催 | ファクトリーネットワークチャイナ |
| 共催 | 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター、十六銀行 |

10. 留意事項

- (1) センターに出展予約書を提出後、主催者であるファクトリーネットワークチェーン宛に正式申込を行っていただきます。
申込後から FBC 終了までの一切の業務は、主催者が行います。
- (2) 出展企業は、本商談会の会場に来場する場合、感染症の予防対策を徹底し、かつ、感染症の疑いのある者またはこれらの者との濃厚接触者を本商談会に来場させないでください。これらの対策にあたっては、開催地政府及び主催者の定める法令・規則・ルール等も遵守してください。
- (3) 本書面に定めのない事項は、センターがその対応を決定します。主催者の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
- (4) 本書面の記載に反する行為があった場合や申込内容に虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし、出展及びセンターからの助成をお断りすることがあります。
- (5) 出展申込をした企業またはその役員が、違法な行為または違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、出展することがセンターの信用を毀損する恐れがある場合は、出展をお断りすることがあります。
- (6) 出展の権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
- (7) 出展負担金未納による出展はできません。
- (8) 出展条件承諾後に、出展者の自己都合により出展を取り止めることはできません。
- (9) 本出展に際し、センターからの助成を受ける場合は、他の補助金を利用することはできません。

11. 免責事項

- (1) 天災、感染症の蔓延、交通機関の乱れ、現地情勢等に鑑み、主催者の判断により、商談会の全部または一部が変更・延期・中止となることがあります。
その場合、出展に要した経費や事業の変更・延期・中止に起因・関連する一切の損害（航空券代等のキャンセルを含みますが、これに限られません）について、センターはこれを負担しません。
- (2) 商談会期中及びその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難、破損等のいかなる損害についても、センターは一切の責任を負いません。

12. 問い合わせ先

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

経営支援部 取引課 取引担当

TEL 058-277-1092 FAX 058-273-5961 メール torihiki@gpc-gifu.or.jp